

優遇税制【生産性向上設備投資促進税制】のご案内

産業競争力強化法における先端設備投資の促進を支援する税制措置として【生産性向上設備投資促進税制】が創設・施行されています。生産性向上設備投資促進税制とは、質の高い設備投資について即時償却または最大5%の税額控除が適用できる税制措置のことです。中小企業者等の場合は、中小企業投資促進税制「上乗せ措置」により即時償却または最大10%の税額控除が受けられます。

東陽建設工機が製造しております鉄筋加工機は、本制度の要件である先端設備（機械装置他）の対象機種となっており、申請手続きに必要な先端設備証明書が発行されます。

中小企業投資促進税制「上乗せ措置」

中小企業投資促進税制「上乗せ措置」の概要[A類型(先端設備)]

適用期間	平成26年1月20日から平成29年3月31日	
対象となる事業者	青色申告書を提出する法人・個人(中小企業者等の要件あり)	
対象となる設備(機器)	一台の取得価額が160万円以上の機械装置	
	<ul style="list-style-type: none"> ・最新モデル ・生産性向上(年平均1%以上) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・当社対象機種は営業担当者へお問い合わせください 	
	※先端設備証明書が発行されます	
上乗せ措置	資本金3,000万円以下の中小企業者等	取得価額×10%の税額控除(所有権移転外リース取引に適用あり)または、取得価額×100%の即時償却
	資本金3,000万円超～1億円以下の中小企業者等	取得価額×7%の税額控除(所有権移転外リース取引に適用あり)または、取得価額×100%の特別償却

※詳細につきましては、経済産業省(中小企業庁)にお問い合わせください。

中小企業庁ホームページ: <http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/140116zeisei.htm>

生産性向上設備投資促進税制

生産性向上設備投資促進税制の概要[A類型(先端設備)]

適用期間	平成26年1月20日から平成29年3月31日 ※平成28年4月1日から平成29年3月31日までに対象機種を取得等をした場合は、税額控除率及び特別償却率が縮減されます。	
対象となる事業者	青色申告書を提出する法人・個人	
対象となる設備(機器)	一台の取得価額が160万円以上の機械装置	
	<ul style="list-style-type: none"> ・最新モデル ・生産性向上(年平均1%以上) 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・当社対象機種は営業担当者へお問い合わせください 	
	※先端設備証明書が発行されます	
優遇措置	平成26年1月20日～平成28年3月31日	取得価額×5%の税額控除(所有権移転外リース取引に適用あり)または、取得価額×100%の即時償却
	平成28年4月1日～平成29年3月31日	取得価額×4%の税額控除(所有権移転外リース取引に適用あり)または、取得価額×50%の特別償却

※詳細につきましては、経済産業省(経済産業政策局)または最寄りの経済産業局にお問い合わせください。

経済産業省ホームページ: <http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku/kyouka/seisanseikojo.html>